

◆自動車税の納付をお早めに

下北地域県民局県税部からお知らせ

平成28年度の自動車税の納期限は、6月30日（木）です。

自動車税は、下北地域県民局県税部窓口、金融機関及びお近くのコンビニエンスストアなどで納付できます。コンビニエンスストアなどでは、休日・夜間でも納付できますが、納期限を経過したときは取扱いきれない場合がありますので、納期限を守って納付してください。

また、クレジットカードでも納付できるようになっています。納付の手続きは、パソコン・携帯電話で「Yahoo! 公金支払い」のサイトから納税通知書に記載されている「納付番号」、「確認番号」やクレジットカードの番号等を入力して行います。（1件につき決済手数料324円（税込）がかかります。）

納税通知書についている納税証明書は、車検の際に必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

＜お問合せ先＞ 下北地域県民局県税部納税管理課 ☎ 22-8581（内線210、211）

◆消費税の軽減税率制度の導入について

国税庁からのお知らせ

平成29年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、①飲食料品（酒類及び外食を除く）、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）を対象に軽減税率制度が導入されることとなりました。

軽減税率対象品目の税率は8%（標準税率は10%）となります。

また、軽減税率制度の導入により、事業者の方は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ（経費）を区分整理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者の方はもとより、軽減税率の対象品目を取り扱っていない事業者の方や、課税事業者と取引を行う免税事業者の方も軽減税率制度に関する事務を行っていただることとなります。

詳しくは、国税庁ホームページの軽減税率特設サイト（www.nta.go.jp）をご覧ください。

◆平成28年度労働保険年度更新の手続きについて

労働保険の年度更新（平成27年度確定保険料と平成28年度概算保険料の申告・納付手続きのことをいいます。）を行っていただく時期となりました。

平成28年度の申告・納付期間は、6月1日から7月11日までとなっておりますので、お早めにお近くの金融機関・郵便局等で手続きをお願いします。

＜お問合せ先＞ 青森労働局総務部労働保険徴収室 ☎ 017-734-4145

◆ 総務省からお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化月間」です。

電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や、人命の安全を脅かします。

＜お問合せ先＞ 総務省東北総合通信局相談窓口 022-221-0641